医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金 支給要綱

（目的）

第１条 市は、医療・介護・保育施設等において、原油価格・物価高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められているなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、当該施設を運営する事業者に対し、予算の範囲内で医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給するものとし、その支給に関してはこの要綱に定めるところによる。

（支給の対象事業者）

第２条 応援金の支給の対象事業者は、次のいずれにも該当するものとする。

（１）令和８年４月１日（以下この号において「基準日」という。）現在で所在地（巡回診療を実施する医療機関については、実施場所）が大田市内にある者であること。ただし、里親については、基準日時点において島根県から里親委託を受けている者とする。また、介護保険施設・老人福祉施設等及び保育施設等については、令和８年６月１日現在で所在地が大田市内にある者であること。

（２）応援金の申請日において別表の対象施設等（休止中の施設等、公立の施設を除く。）を運営する事業者であること。

（支給額の算定方法）

第３条 応援金の支給額は、別表の支給対象施設等に応じた支給額により算定した額とする。

（支給の申請方法）

第４条 応援金の支給の申請は１施設等につき１回とし、応援金の申請を行う対象事業者（以下「申請者」という。）は、別に定める支給申請書を市長に提出するものとする。

（申請の期間）

第５条 応援金の支給の申請期間は、市が応援金の受付を開始した日から令和８年１０月３０日までとする。

（不支給要件）

第６条 申請書を提出した対象事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する者に対しては応援金を支給しない。

(1) 虚偽の申請をした者

(2) 大田市暴力団排除条例（平成２４年大田市条例第１号）第２条第１号の暴力団又は同条第２号の暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業（同条第 13 項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者

(5) 大田市税等を滞納している者

(6) 前各号に掲げる者のほか、本応援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める者

２ 応援金を支給しないことを決定したときは、申請書を提出した対象事業者に通知するものとする。

（支給の決定等）

第７条 市長は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

２ 市長は、受理した支給申請書について、本要綱に基づき審査し、応援金を支給すべきと認めたときは、応援金の支給を決定し、申請者に通知する。

（応援金の支給）

第８条 市長は、前条の規定による支給の決定後、申請者に対し応援金を速やかに支給するものとする。

（申請の取下げ）

第９条 申請者は、支給の決定が行われるまでの間は、当該申請を取り下げることができる。

（決定の取消し）

第 10 条 市長は応援金の支給を受けた者（以下「応援金受給者」という。）が第６条の規定による応援金の不支給要件に該当することが判明したとき又は応援金の支給の決定の内容若しくはその他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したときは、応援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（応援金の返還）

第 11 条 市長は、前条の規定により応援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に応援金が支給されているときは、期限を定めて、当該応援金の返還を命ずるものとする。

（返還加算金）

第 12 条 応援金受給者は、前条の規定により応援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、応援金受給者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、納付した金額は、当該返還を命ぜられた応援金の額に充てられるものとする。

３市長はやむを得ない事情があると認めるときは、応援金受給者の申請に基づき、加算金の全部又は一部を免除することができる。

（公表）

第 13 条 市長は、不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、応援金の内容等について公表することができる。

（申請内容の情報提供）

第 14 条 市長は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国その他の関係機関に対し、個人情報を含む申請内容を提供することができる。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、この応援金の支給に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年８月１日から施行する。

【別表（障がい福祉施設等分)】(第２条、第３条関係)

施設区分	施設・サービス種別	定員区分	支給額(円)	備考
Ⅰ．入所系 障がい者支援施設	施設入所支援	うち 30 人未満	112,000	併設サービスの定員数を含む
		うち 30 人以上 50 人未満	168,000	
		うち 50 人以上 100 人未満	252,000	
		うち 100 人以上	336,000	
障がい児入所施設	障がい児入所施設等（福祉型） 障がい児入所施設等（医療型）	うち 30 人未満	112,000	
		うち 30 人以上 50 人未満	168,000	
		うち 50 人以上 100 人未満	252,000	
		うち 100 人以上	336,000	
Ⅱ．訪問系 障がい者	居宅介護		28,000	
	重度訪問介護		28,000	
	同行援護		28,000	
	行動援護		28,000	
障がい児	保育所等訪問支援		28,000	
	居宅訪問型児童発達支援		28,000	
Ⅲ．通所系 障がい者	生活介護		28,000	
	自立訓練(生活訓練)		28,000	
	自立訓練(機能訓練)		28,000	
	就労移行支援		28,000	
	就労継続支援Ａ型		28,000	
	就労継続支援Ｂ型		28,000	
	就労定着支援		28,000	
障がい児	放課後等デイサービス		28,000	
	児童発達支援		28,000	
	医療型児童発達支援		28,000	
Ⅳ．短期入所	短期入所（医療型）		28,000	
	短期入所（福祉型）		28,000	
Ⅴ．療養介護	療養介護		28,000	
Ⅵ．自立生活援助	自立生活援助		28,000	
Ⅶ．グループホーム	共同生活援助(ＧＨ)		56,000	棟数単位
Ⅷ．相談支援	計画相談支援		28,000	
	障がい児相談支援		28,000	
	地域移行支援		28,000	
	地域定着支援		28,000	

（注）１　医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金（介護保険施設・老人福祉施設等分）支給要綱の規定により応援金の支給を申請した施設等を除く

【別表（保育施設等分)】（第 2 条、第 3 条関係）

区分	対象施設等	支給額（円）
保育所等	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第９項に規定する業務を目的とする施設	12,000
	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第 10 項から第 12 項に規定する業務を目的とする施設または同法第 39 条第１項に規定する施設	28,000
放課後児童クラブ	児童福祉法第６条の３第２項に掲げる放課後児童健全育成事業を実施する施設	28,000

【別表（里親分)】（第 2 条、第 3 条関係）

対象施設等	支給額（円）
島根県から里親委託を受けている大田市在住者	6,000 円 /人

【別表（医療機関・薬局等分）】（第２条、第３条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">対象施設等</th><th>支給額（円）</th></tr>
<tr><td>病院
診療所（有床）</td><td rowspan="2">医師、歯科医師、医療法人、社会医療法人、一般社団法人及び消費生活協同組合が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第７条又は第８条に基づき開設したもの</td><td>56,000 円
（11,500 円/床を加算）</td></tr>
<tr><td>診療所（無床）
歯科診療所</td><td>56,000 円</td></tr>
<tr><td>巡回診療を実施する医療機関</td><td>医師、歯科医師、医療法人、社会医療法人、一般社団法人及び消費生活協同組合が医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第７条又は第８条に基づき開設した病院または診療所が実施するもの
※巡回診療を実施する単位ごとに一施設として取り扱う。</td><td>56,000 円</td></tr>
<tr><td>薬局</td><td>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第４条第１項の規定により許可を受けたもの</td><td rowspan="4">28,000 円</td></tr>
<tr><td>助産所</td><td>医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第２条に規定する業務を行う施設で第７条又は第８条に基づき開設したもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">施術所
（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。出張専門を含む。）
※１　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師施術所と柔道整復師施術所を併設している場合は、いずれかのみの申請とする。
※２　令和８年４月１日時点で開設又は再開し、その日から１０日以内に届出をしていること。（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）第９条の２）
※３　県立学校を除く。</td></tr>
<tr><td colspan="2">歯科技工所
※令和８年４月１日時点で開設又は再開し、その日から１０日以内に届出をしていること。（歯科技工士法（昭和３０年法律第１６８号）第２１条）</td></tr>
</table>

【別表（介護保険施設・老人福祉施設等分）】（第２条、第３条関係）

<table>
<tr><th>対象施設等</th><th colspan="2">支給額（円）</th></tr>
<tr><td>介護医療院</td><td colspan="2" rowspan="8"><table><tr><td>30 人未満</td><td>112,000</td></tr><tr><td>30 人以上 50 人未満</td><td>168,000</td></tr><tr><td>50 人以上 100 人未満</td><td>252,000</td></tr><tr><td>100 人以上</td><td>336,000</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>介護老人保健施設</td></tr>
<tr><td>介護老人福祉施設（広域型）</td></tr>
<tr><td>介護老人福祉施設（広域型+地域密着型）</td></tr>
<tr><td>地域密着型介護老人福祉施設(単独)</td></tr>
<tr><td>特定施設入居者生活介護（サ高住）</td></tr>
<tr><td>軽費老人ホーム</td></tr>
<tr><td>養護老人ホーム</td></tr>
<tr><td>(1 ﾕﾆｯﾄ)認知症対応型共同生活介護</td><td rowspan="2">１ユニットにつき
56,000</td><td>56,000</td></tr>
<tr><td>(2 ﾕﾆｯﾄ)認知症対応型共同生活介護</td><td>112,000</td></tr>
<tr><td>訪問介護</td><td rowspan="15">１施設につき</td><td>28,000</td></tr>
<tr><td>訪問看護（病院及び診療所を除く）</td><td>28,000</td></tr>
<tr><td>訪問リハビリテーション（病院及び診療所を除く）</td><td>28,000</td></tr>
<tr><td>通所介護</td><td>28,000</td></tr>
<tr><td>通所リハビリテーション（病院及び診療所を除く）</td><td>28,000</td></tr>
<tr><td>地域密着型通所介護</td><td>28,000</td></tr>
<tr><td>認知症対応型通所介護</td><td>28,000</td></tr>
<tr><td>看護小規模多機能型居宅介護</td><td>28,000</td></tr>
<tr><td>小規模多機能型居宅介護</td><td>28,000</td></tr>
<tr><td>短期入所生活介護（併設･単独）</td><td>28,000</td></tr>
<tr><td>短期入所療養介護（併設･単独）</td><td>28,000</td></tr>
<tr><td>居宅介護支援</td><td>28,000</td></tr>
<tr><td>福祉用具</td><td>28,000</td></tr>
</table>

（注）１.同一のサービスを実施する施設等が併設する場合は、それぞれの定員を合計し１施設とする。
２.介護老人福祉施設は、ユニット型･従来型･地域密着型それぞれの定員を合計し１事業所とする。
３.介護老人保健施設は、ユニット型･従来型それぞれの定員を合計し１事業所とする。
４.介護療養型老人保健施設は「介護老人保健施設」とする。
５．有料老人ホーム・サ高住は、特定施設入居者生活介護の定員のみ対象とする。
６.短期入所生活介護、短期入所療養介護は空床型を除く。
７.福祉用具は、「福祉用具貸与」「福祉用具販売」いずれも実施している場合であっても１事業所とする。
８.総合事業を除く。
９.『医療・介護・保育施設等物価高騰対策応援金(障がい福祉施設等分）支給要綱』の規定により応援金の支給を申請した施設等を除く。